

四日市市告示第 1 1 号

四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の全部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 月 1 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の全部を改正する要綱

四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和 5 年四日市市告示第 5 9 4 号）の全部を改正する。

四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第 2 条 法第 23 条第 1 項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市空家等管理活用支援法人指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（法人としての前事業年度の実績がない場合は設立時の出資状況等がわかる書面）
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面（法人化以前の任意団体としての実績も記載可）
- (8) 法第 24 条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (9) 市税の滞納がないことの証明書
- (10) 誓約書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

（支援法人の指定）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、当該

申請についてヒアリングを実施し、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 23 条第 1 項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は公益財団法人であること。
- (2) 本市の空家等対策計画及びまちづくり計画（都市計画マスタープラン地域・地区別構想や地区空家等対策計画など）の実現に資する取り組みを行うこと。
- (3) 空家等の諸問題の解決を通して、地域貢献に繋がる取り組みを行うこと。
- (4) 三重県内に事務所又は支店を有すること。
- (5) 第 8 条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、暴力団員等）でないこと。
- (7) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - イ 未成年者
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - ニ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
  - ホ 暴力団員等
- (8) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 23 条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (9) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (10) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (11) 市税の滞納がないこと。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して 3 年とする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定をする場合は、四日市市空家等管理活用支援法人指定通知書（第 2 号様式）により、指定をしない場合は、四日市市空家等管理活用支援法人不指定通知書（第 3 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第 4 条 法第 23 条第 3 項の規定による変更の届出は、四日市市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（第 4 号様式）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ四日市市空

家等管理活用支援法人業務変更届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。  
（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに四日市市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（第6号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は支店の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、四日市市空家等管理活用支援法人指定取消書（第7号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（第3条第1項第7号ハに関する経過措置）

2 令和7年5月31日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなす。

（都市整備部都市計画課）

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

四日市市長

法人の住所  
法人の名称又は商号  
代表者氏名  
事務所又は営業所の所在地

四日市市空家等管理活用支援法人指定申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務

（該当箇所に✓を記入してください。）

- 空家等の所有者等に対する当該空家等の管理や活用の方法に関する情報の提供又は、相談、その他の必要な援助
- 定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修、管理や活用のため必要な事業又は事務
- 空家等の管理や活用に関する調査研究
- 空家等の管理や活用に関する普及啓発

2 添付書類

- 定款
- 登記事項証明書
- 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（法人としての前事業年度の実績がない場合は設立時の出資状況等がわかる書面）
- 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面（法人化以前の任意団体としての実績も記載可）
- 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- 市税の滞納がないことの証明書
- 誓約書
- その他業務に関し参考となる書類

## 誓約書

年 月 日

四日市市長

法人の住所  
法人の名称又は商号  
代表者氏名  
事務所又は営業所の所在地  
(申請者が自署しない場合、記名押印してください)

今回の四日市市空家等管理活用支援法人の申請にあたり、下記のとおりであることを誓約いたします。

### 記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、暴力団員等）でないこと。
- 2 役員のうち次のいずれかに該当する者がいない。
  - ア 未成年者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
  - オ 暴力団員等
- 3 個人情報に関する法律等関係法規を遵守する。

第2号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空家等管理活用支援法人指定通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定にあたっての要件その他の事項：

第3号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空家等管理活用支援法人不指定通知書

年 月 日付けの空家等管理活用支援法人の指定申請については、次の理由により指定しないことを決定しましたので通知します。

理由

第 4 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

四日市市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号  
代表者氏名

四日市市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書

年 月 日 第 号 で指定を受けた当法人の名称等について、下記のとおり変更したいので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 3 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

添付書類

変更事項を証する書類

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

四日市市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号  
代表者氏名

四日市市空家等管理活用支援法人業務変更届出書

年 月 日 第 号 で指定を受けた当法人の業務の内容について、  
下記のとおり変更したいので、四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事  
務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

四日市市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号  
代表者氏名

四日市市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書

年 月 日 第 号 で指定を受けた空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

第 7 号様式（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空家等管理活用支援法人指定取消書

四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	